廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年厚生省令第三十五号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
第十二条の七 (略)	第十二条の七(略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に	5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に
掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理上の技術上の	掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理上の技術上の
基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く	基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く
。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、次によること。	二 令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、燃え殻を令第六条
	の五第一項第三号チ又は同号リ20に掲げる環境省令で定める基準
	に適合させること。
イ 燃え殻を令第六条の五第一項第三号チ又は同号リ2の環境省	
令で定める基準に適合させること。	
ロ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェ	
のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有	

二〜三の二 (略) (2)〜(4) (略) を採取した位置	場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。)係る第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定の「当該測定に係る排スプ(全第七条第十二号に推ける旅影に	のに	第四条の五第一項第二号カの規定による測定(令第七条第十二	ニ 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされた  イ〜ハ (略)	電気	十二号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス化改質方式の焼却施	一一令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第一	種類に応じ、当該各号に定める事項とする。四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の	第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の 第	(記録する事項)	6~16 (略)	三 (略)	量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録す
二〜三の二 (略)	(1 当該測定に係る材式フを採取した位置	事	第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げ	ニ 第十二条の七第五項の規定によりその例によることとされたイ〜ハ (略)	電気	十二号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス化改質方式の焼却施	一一令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第一号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二	種類に応じ、当該各号に定める事項とする。四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の	第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の	(記録する事項)	(略)	三 (略)	

兀 第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に

掲げる施設 次に掲げる事項

(略

びホの規定による測定に関する次に掲げる事項 号 ハ、ニ及びホ2並びに第六号ニ、 第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五 第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及 第十五項第二号二、 第三号

(1) (3) (略)

事項 規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに 第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる 及びヲ、 第五号へ並びに第六号へ及びヲ、 第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル 第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の 第十五項第二号へ、 第三号

(略)

ニ・ホ (略)

五~七

(略)

(1) (4)

> 兀 掲げる施設 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に 次に掲げる事項

(略)

口 びホの規定による測定に関する次に掲げる事項 号ハ、二及びホ20並びに第六号二並びに第十五項第1 三号二、第四号二、第五号二及びホ並びに第十六項第三号ハ及 第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、 二号ニ、 第五 第

(1) (3) (略)

事項 規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに 第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる へ及びヲ、第四号ヌ、第五号ト及びワ並びに第十六項第1 第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、 第五号へ、第六号へ及びヲ並びに第十五項第二号へ、 第四号ホ及びル 第三号 一号の

(1) (4) (略)

ニ・ホ (略)

五~七 (略)